

第(5)回(八代)地域審議会会議録

開催日時	平成19年 2月14日(水) 13:30~14:45
開催場所	八代市厚生会館大集会室

出席委員

会長	一川 誠一	委員	小松 八郎	委員	山本 正人
副会長	山中 夕三子	"	櫻井 憲吾	"	米田 常男
委員	今田 修	"	澤田 雄市	"	和田 儀平
"	加藤 富子	"	満島 裕二		
"	門久 末治	"	山鹿 效		

出席職員

役職	氏名	役職	氏名
企画振興部長	小笠原 亨	企画調整課長	永原 辰秋
地域振興課長	米田 健二	企画調整課課長補佐	福永 知規
地域振興課審議員	坂口 孝幸	企画調整課主任	山内 真奈美
地域振興課副主幹	澤田 宗順		
地域振興課主事	橋本 理恵		

協議事項

1. 八代市総合計画基本構想について
2. その他

議事録

(事務局) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。これより「第5回八代地域審議会」を開催いたします。私、地域振興課の坂口と申します。よろしく申し上げます。

本日は、13名の委員の方にご出席いただいておりますが、地域審議会の設置に関する事項の第7条第3項により、委員の2分の1以上の出席となりますので審議会が成立いたしますことをまずご報告します。

では、はじめに一川会長からご挨拶を賜りたいと思います。

(会長) 新年明けまして、本当に八代も今、動き出しております。この前も貿易開港40周年ということで、どうやら外港もいい方へ話がいくようでございます。それと昨日も八代・天草架橋の実現ということで、天草の全体の議員さんたち数十名がお見えになられまして、100人体制で会議から懇親会までやっております。おかげで飲みすぎて、喉がガラガラしておりますが。いろいろな意味で、素晴らしいスタートがきれたんじゃないかなという感じがしております。我々同友会が、この前の3連休に上は島根から下は沖縄までの、各県の

ベスト2くらいまでの強いバドミントンチームを全部、八代に呼びまして大会を3日間やっております。経済波及効果は、400人位が延べで泊まってくまして、その間の弁当はその倍から3倍位まで売れたということで、非常にいい感触を受け、次のイベントをしたいと考えております。いろいろな意味でイベントを撃たなければ、日奈久開湯600年もちょっと見えないというような感じがして、いろいろな状態で各団体が動いております。

それと、柔道も来年の北京オリンピックまで八代で合宿をするということが決定しております。私が実行委員長をやっているものですから、お金とかいろいろな所で皆様にもご迷惑を掛けると思いますが、八代をアピールする一つの大きな手段だと考えて、今年もがんばらなくてはと考えております。

本日は、前回の会議で提案のありました総合計画の基本構想についての審議を中心に行っていきたいと思っております。限られた時間ですので、よろしく願います。本日は、ご出席ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。それでは早速、協議事項に入りたいと思いますが、地域審議会の設置に関する事項の第7条第4項におきまして、「審議会の議長は、会長が務めるものとする。」と規定しております。よって、これから先は、会長に会議を進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) それでは早速、審議に入っていきたいと考えております。本日、企画振興部長がお越しですので、ここでご挨拶をいただきます。

(企画振興部長) 改めまして、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず、ご報告をさせていただきたいと存じますが、前回の審議会で皆様に取りまとめいただきました『住民自治によるまちづくりの推進』につきましては、先月の26日に一川会長をはじめ各地域審議会の会長と住民自治推進検討委員会の荒木熊本県立大学教授にお集まりいただきまして、市長へ答申を行っていただいたところでございます。受けました答申につきましては、これから行政内部で検討して参りますとともに、「広報やつしろ」の3月号に掲載させていただきまして、市民の方々にもお知らせを申し上げる予定でございます。

山本委員と草部委員におかれましては、計8回の検討委員会の会議にご出席を賜りまして、大変お世話になりましたことをこの席をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、話は変わりますが、ご案内のとおりNHKの「のど自慢」が1月7日、新年最初の放送で八代市のPRもなされたところでございますが、1月28日には「開運！なんでも鑑定団」の「出張！お宝鑑定」というコーナーの収録があったところでございます。その放映が、実はたった今決定をいたし

たところでございます。3月4日日曜日でございますが、お昼12時TKU、テレビ熊本で放映されるということで、今しがた報告がなされたところでございます。どうか皆様方もぜひ、ご覧をいただければというふうに思います。

さて先程、会長の方からも話がありましたが、本日予定されております議題、八代市の向こう10カ年間の基本指針となる総合計画の基本構想でございます。八代の将来についての基礎となるものでございますので、どうか八代地域審議会の皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただければと、このように考えているところでございます。

なお今回が、先にお話もございましたが、第1期目の任期満了ということでございます。5回にわたりまして、いろいろと真剣にご審議をいただきましたことを心からお礼を申し上げてご挨拶とさせていただきます。今回も大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

(議長) ありがとうございます。それでは早速、審議に入って参ります。

議題1の「八代市総合計画の基本構想について」。これは、前回の審議会ですしていただいたものですが、今回は、これに対する皆様の意見を取りまとめ、答申をする形にしなければならないということです。

それでは、事務局よろしく申し上げます。

(企画調整課) 資料説明 < 資料1・資料2・資料3 >

(議長) はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。資料は事前にお配りしてあったかと思えます。ここで、皆様方のご意見をいただきたいと思えます。何かお気づきの点があれば、ぜひよろしくお願いいたします。

(委員) 資料1 1ページに魅力輝くの『かがやく』っていうのは何にかかっているのですか。魅力をより一層という意味ですか。自分なりに文章を考えたのですけれども、分かりませんでした。『かがやく』っていうのはどれにかかっているのですか。市の将来像のところですが、いろいろな辞典を繰ってみたけれども、どうしても繋がらないのですよ。『魅力』というのは、「人を惹きつける力」という意味ですが。

(企画調整課長) その下の文章ですね、説明書きが書いてございますが、ここに「人の魅力が輝くまちづくりを進める」というふうに書いております。この『かがやく』というのは「人の魅力」が輝いているということです。いろいろな個性だったり、人が持っている魅力だったり、個人個人が輝いていられるような、そういった元気のある都市、そういった表現で「魅力かがやく」というような形に表現にしているということでございます。

(委員) それからもう一つですね、この前の会議でも素案をいただきましたですね。この前の会議でいただいた素案、それから今日の会議資料としていただ

いた素案がありますが、この前の素案の検討をして、今度の素案を作ったのですか。

(企画調整課長) 前回お示ししたのが、素案でございました。今回は原案という形に、素案にご意見いただいて修正を加えたもの、先程ご説明しましたものが、原案ということです。修正を加えた形のものが原案でございます。資料2の素案は、この前と同じものでございます。

(委員) 違いますよ。全然違います。(以下、不明)

(企画調整課長) 同じものをおあげしていると思いますが。

(委員) 項目とかは一緒なのですが、中身が全然違う。文書表現が違うところがある。企画調整課職員が個別に説明。

(企画調整課長) 今回おあげしているのは、修正箇所が分かるように素案にもラインを引いたり、追加する部分はここですよと黒い三角が入ったりしておりますので、少し行がずれたりとか次のページにいたりしております。ただ、中味については全く同じ文章をそのまま並べておりますので、同じものだと思います。掲載の場所は少しずれていると思います。

(委員) わかりました。

(議長) 他に何かございませんか。

(委員) 16ページですね、第3項の中の のところで、下から4行目です。「国民保護体制」というものがありますが、この『国民』という言葉には、何か特別な意味があるのですか。全体を通して、『市民』ということになっておりますので、ここだけ『国民』とあったので気になりました。

(企画調整課長) ここの表現は、ご承知と思いますが『国民保護法』という法律が制定されまして、それに合う形で「国民保護」というような表記をいたしております。市民のことを書いているのですけれども、ここについては法律の名前を使っているということです。

(委員) 法律の名前からですね。そうかなとは思ったのですが、一応お尋ねしました。

(議長) 他にございませんでしょうか。

ご意見が出ないようでございます。ここで、確認を行いたいと思います。皆さん、この基本構想の原案でよろしいでしょうか。

(委員多数) はい。

(委員) ちょっとよろしいですか。15ページお願いします。文書の意味は良く分かるのですよ。例えば、「八代の未来を担う人づくり」の6行目。「さらに家庭・地域の教育力を積極的に活用しながら」とありますが、積極的に活用するのは、誰がどう中心になってするのかということをもう少し検討しないといけないと思います。原案はそれでいいですけれども、これが一番、私は問題だ

と思います。

それからもう一つは、国が進める三位一体の流れの中で、最終的に補助金を出すのは人口比例と言いますから、人口がどんどん少なくなってくれば、どんどん減ってくるわけでしょう、補助金が。■の面とかがどんどん遅れていくでしょう。そういう問題があるから、その付近をどういうふうに考えていらっしゃるのかなと思っています。

(企画調整課長) おっしゃるとおりなのですが。具体的に、誰がどうしていくんだということは、実施計画と言いますか基本計画の中で具体化をさせていく部分じゃないかなと思っています。ですから、ここの表現は少しやんわりとした表現になっていますけど、具体的な施策といったものは、この次に作っていきます基本計画あるいは実施計画あたりでもっと具体的な表現になっていきます。

(委員) 私はね、今、総社協関係でやっている中で、地域の教育力というものがものすごく低いんですよ。だから、それをどういうふうにしようかなと思っているんですが。現時点での地域の教育力というのは、中心になっているのは公民館だと思うんですよ。それともう一つはこの前も申し上げましたが、社会教育委員さんの活用。しかし、社会教育委員さんの名前を知らない。それは今日、名簿をいただけということでしたので楽しみにしているんですが。だから、社会教育委員さんの選出方法を。選出母体はわかるんだけど、改選になったから必然的に社会教育委員さんになったとかで意識がない訳ですよ、聞いてみたら。PTAの会長になったら、いつの間にか社会教育委員にまで任命されましたと、そういう選出方法なわけでしょ。だから、例えば、学校とかの教育関係だったら校長先生が社会教育委員になってらっしゃると思いますが、社会教育専門委員というものがおると思うんですよ。資格を持っている社会教育指導主事とか、専門性のある先生。そういう人がどうしてやらないのかなと。そういう選出のやり方をして欲しいと。そうすると、社会教育に関心がある委員さんがたくさん誕生するんじゃないかなと思うんです。

それから、設置条例を取り寄せてみました。市の条例、それから委員会規則も。ただ、選出方法については私もよく分かりませんから、そういうところをもう少し改正する必要があると思ったものですから。以上です。

(委員) すみません。私は、今おっしゃった社会教育委員をさせていただいております。私の母体は、八代市の地域婦人会連絡協議会です。合併になりました14校区ございます。今のお話ですすね、実は社会教育委員で先程言われました「生きる力」、これを一つ取りますと、私は社会教育委員でございますので、私の団体では、「生きる力」をどういうふうに育むか、地域の活性力がどういうふうにするか、私たちの団体で協議いたしまして、年間計画を立てて、実働を

地域・学校、それからPTAとかそういう方たちとともにですね、連携を取りながら、本当に一生懸命そういう活動をしているわけです。これも社会教育委員になって、そこでいろいろな子ども達の現状を聞くからこそ、そういう計画が立てられることであって、私は社会教育委員の意識が低いと言われるのは、ちょっと異論がありましたもので、ここで申し述べさせていただきたいと思います。

それからもう1点ですけども、15ページの方に先程いろいろ言われましたけれども、1番目の「八代の未来を担うひとづくり」のところで、「児童生徒の育成をめざします」という文言がありますけれども、これを見ますと先程言われました幼少時から子ども達の生活習慣とか社会生活のルールとかマナーとか、そういうことを身につけさせるという、それこそ「生きる力」を身につけさせるという文言がここに入っていると思いますけど。この児童っていう文言を、辞書で引きますと法律的には0歳から18歳までですね。だけど一般的に児童と言いますと、小学校に行っている子ども達が児童というふうに私たちは受け止めております。

もう一つはですね、今は大変子ども達の自殺とかいじめとか虐待とかいろいろな問題がございます。下のほうに青少年という言葉がございますけれども、この上の文言を見ますと、学校を中心として児童を中心とした文言になっています。「未来を担う」ということになりまして青少年ですね、この健全育成というような観点じゃないかなと思って、これを見ながら青少年の方も含めた文言が入っていればいいなとちょっと思いました。そこら辺のご説明をしていただければというふうに思います。

(委員)赤十字のも違うでしょう。国際赤十字連盟がしている子どもの位置付けと日本国がしている子どもの位置付けも全然違いますもんね。これは難しいですね。

(委員)学校教育法と児童福祉法でもまた違いますし。

(委員)ここでは、どういうふうな捉え方をしているのかを説明していただければ。それをちょっとお聞きしたいと思います。

(委員)ただいま、ご意見をずっとお聞きしておりましたが、門久委員がおっしゃいますのも山中委員がおっしゃいますのも分かりますし、もっともだと思います。しかし、これは基本構想ですから、基本ですから、具体的な面は今から決まってくるのではないかと思うんですが。これを基にしてですね、具体的なものはこれから出てくるのですから、これは素晴らしいものだとは思います。

(委員)私もこの文章はすごいなと思っているんです。ただ、この会議は合併して広範囲になったから、辺地では地元の声が聞こえなくなるのではというこ

とで立ち上げた訳でしょう。だから僕はそれを心配したんですよ。だから、ある人に聞いてみたんですよ。例えば、出張所所長がおるところは公民館長がないんですよ。だから、私どもの所は総社協の事務は公民館担当の主事がしていますけれども、この人たちは次から次が変わるからビジョンがないんですよ。ですから、意見として言うてほうがいい訳でしょう。そういうのは言わないのですか。

(委員) だから、これを基にどういう手段でいくのかというときに、その問題が出てくるのじゃないですか。

(委員) いや、合併協議会というものがありませんでしたね。それは皆さんもご存知だと思っんですけど、資料をずっと見ておまして、そのときのメンバーが今ほとんどいらっしやらないから、それを活かされていないんじゃないかという気がするんです。合併協議会の記録を。

(議長) あれは、全部活かされていますよ。合併協議会を基に、今やっています。決められ事は、必ず最優先です。

(委員) けど、総社協の問題だってそうでしょう。合併したら、すぐ他のところも整備しますと言ったけどできないじゃないですか。だから、他のことでも、そういうふうになってしまうのじゃないかと私は心配しているわけですよ。今回が終わり、今度は2期目ということですから、このメンバーは2期目にいるか分からない。だから心配しているんです。

(企画調整課長) 先程の「児童」とか「幼少」といった表現ですが、非常に括りが難しいのですが、学校教育法とか児童福祉法とかあります。例えば、福祉のほうでいいますと0歳から20歳までというのが範囲になりますけれど、学校教育法では初等教育を受けている者が「児童」、中等教育を受けている者が「生徒」といった括りになっております。ですから、この基本構想の15ページでは、主に幼児教育から学校教育を受けているというような部分の表現になっております。では、学校教育の前子ども達はどうするのかということで14ページの「誰もがいきいきと暮らすまち」の中でですね、のところで「子どもの生きる力を育み」というようなことで、ここで表現をしていると言いますか、教育の前の段階で、ちゃんとした環境で子育てをしましょうということと括っているということです。非常に難しい括りなんですけど、そのような表現で、全ての子ども達を網羅していると、我々は考えております。

(委員) これは原案ですので、これをいかに実行に移すかというのが今後の問題だと思っんですけど、私はスポーツ関係がちょっと。この点については、案外、健康づくりというものが載っていない訳ですね。文科省のスポーツ振興協議会の中に、一番今取り上げておられるのが児童生徒の体力向上。将来を担う子ども達をいかに健全育成するかというのが、今度、文科省が出したスポーツ振興

基本計画の見直しですけれども。ある学者が言いますと、今の子ども達が60歳になると4人に1人は自分の足で歩けないだろうというようなショッキングな学者がおるわけです。なぜならば、今の子ども達は歩かないということです。これは基本構想と違いますけど、今後は市の行政の進め方として、そういう点も推進していただきたい。その中に、スポーツ振興基本計画に一番重要なものは、健康保険をいかに安くするかということがあるわけです。そういうことを今後、実行に移すためには、そういう点の考え方も含めて欲しい。

この基本構想については、私は異論ありませんけれども、今後、実行に移すためには健康が最大の幸せであるという考え方を持たないと今からの八代は活性化できませんよ。不健康な都市が何で立派な市になりますか。その点で健康は大事であるという観念をもう少し、今後の実現に移すためにはやってもらいたいというふうに思います。

(委員)基本構想は、私も大賛成なんです。合併に伴う法律が464あるそうです。だから、すごく勉強なされたなと感心しているわけです。400余りある法律を読まなければ、こういうのは出来ないわけですから。それは感心しているんです。

ただ、私たちは地域住民に帰って行って、どのように徹底させるんだろうと。僕は第1回目から言っているんですよ。この文章はすごいけれども、どうして徹底させるんだろうかと、それが一番心配です。だから、そういうふうに言ったわけです。これに難癖付けているわけじゃないんです。これは素晴らしいものだと思っています。

(企画振興部長)それでは、私の方から少しお答えをさせていただきたいと思えます。今、各委員さんからごもっともなご意見をいろいろ頂戴しているところでございますが、基本的事項にも関わることでございますので、1つ2つお話をさせていただきたいと思えます。

合併にあたりまして、1市2町3村が合併したわけでございますので、新計画が有してなかったわけでありまして、合併にありましては、新市建設計画というものがございまして、それを基本として新総合計画を作ろうという合意がございました。従いまして、そういう基本的事項を基に今、積み上げをいたしているところでございます。6つの地域審議会がございまして、泉・坂本・千丁・鏡・東陽という所に参りまして、同様の形でご説明も申し上げます。そこで、いろいろなご意見も頂戴しておりますが、基本的には八代中心部からしますと周辺部となりますが、周辺部からは市の中心部だけ栄えるんじゃないかというのがありまして、自分たち周辺部のこともぜひ考えて欲しいという強い声が非常に多いということでございますが、基本的には、今お示しを申し上げます基本構想の原案について、一応のご理解をいただきたいとおるとい

うところでもございます。そこで今回、議論いただいておりますのは、先程来お話しておりますが、基本構想部分でございますので非常に見えづらい面があるかと思えます。すなわち、基本方向・指針だけをお示しを申し上げているということでございます。従いましてこれから、和田委員さんの方からもお話ございましたが、この基本方針・方向が良とするならば、その実現へ向けて具体的にどうやっていくのかという基本計画部分、これをこれから策定していくということでございますので、当然、今いろいろとご指摘いただいております実現の方策、青少年問題、環境問題あるいは産業問題、そういうものについて実現の方策を基本計画の中で、こういう施策で進めたいということで再度ご相談申し上げたいと、このように考えているところでございます。そういうことでありますので、少しモヤモヤとした所があって大変恐縮に存じますが、基本構想というものはこういうもので、全国的に国の計画も県の計画も市町村の計画も同じでございますが、このような形で基本指針を現段階ではお示しさせていただいたということでご理解いただければというふうに考えております。

(議長) ただいま、ご確認いただきました基本構想の答申について協議したいと思います。事務局はよろしく願います。

(地域振興課長) それでは、今日まで基本構想についてのご意見をいただいた訳ですけれども、今日までの意見を踏まえまして、市長のほうへ、基本構想に対する答申をしなければならぬということでございます。1枚もので、本八代地域審議会としての答申ということで、文面を事務局の方で考えておりますので、ご覧になっていただきたいと思えます。答申の内容につきましては、旧市町村単位6つの審議会があるわけですけれども、この様式につきましては、頭の文面と記の1と2につきましては、この前の正副会長会議を開催しましてある程度まとめたところでの文面ということでございます。3については八代地域審議会としての意見ということで、これは事務局案ですけれどもまとめましたので朗読をさせていただきます。

答申案説明

(議長) はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明をいただきました答申案について、何かご意見・ご質問等あれば受けたいと思えます。

(委員) ちょっと、教えていただきたいんですけども。記の2番ですね、これはある意味言ったら、一川会長からこの審議会からですね、市長に宛てて答申という形で文書として出されると思いますが、この表現というかこの辺がよく分からないので教えていただきたいのです。これは、まちづくりにあたって市民が主体となってまちづくりを進めていくことは、これは重要なのは分かっていると思うのですが、「市民と行政との協働によるまちづくりを一層進められたい」とあります。これから協働でまちづくりをしていくんだらうなというイ

メージも何となくわからないではないですが、市長に対して答申をする場合の表現の方法として、市民が主体となってまちづくりを進めていくことが重要であり、市民と行政との協働によるまちづくりの仕組み作りというかそれを進めていただきたい、行政には、ある意味、市民の意識付けと行政の市民との協働の仕組み作りを、その辺の表現がちょっと腑に落ちなかったものですから。もっと何かいい表現方法はなかったものかなと思って、発言させていただきました。

(地域振興課) この文書につきまして、この1冊の原案をこの中に集約するといいですか、今まで各委員さんが出されました意見等含めまして、この中に盛り込んでいるという部分があります。ということで長く書けなくて、どうやったらコンパクトに一番書けるかというところでした。協働によるまちづくりの推進というのは、この原案の中でも20ページの中に入っております。委員さんから言われましたように「まちづくりの仕組みや方法を明確にし、地域特性を活かしたまちづくりの推進していきます」ということも入っております、この辺をまとめるにあたって、こういう表現になってしまったというところですよ。委員さんからのご指摘のあった部分は、確かにそのようなことだと思っております。

(議長) 民と官の違いがやっぱり出てくる、考え方が。どんなに書いても。行政としては、こういう書き方が一番いいと判断して書くでしょうが。民の受取り方はまた違うのですよ、これは仕方がない。この前も、「進められたい」とか「努められたい」という言葉が、ふさわしいのですか？ふさわしくないのですか？ということが出ました。例えば、民の場合は、社長に対して労働協約でも「努められたい」とか書かないでしょう。「努めること」と書きますよ。そこら辺の受取り方は、どうやっても違ってくる、いろんな意味で。団体別にしても受取り方は違ってくる。そこはもう仕方がないじゃないかなと思う。

(地域振興課長) できれば、この形でということですけども。今、満島委員から言われたとおり、実は住民自治については、検討委員会で検討されまして、住民のまちづくりについての提言をなされているということから、市民が主体となってまちづくりを進めていくことが重要であると。それに基づきまして、市民と行政とのいろいろな仕組み作り、これについては行政と市民の中で議論を交わしながら、仕組み作りを進めていくという観点から、一層進められたいというふうな文言で集約させていただきたいということです。文面については、他の地域審議会もありますけれども、これで統一させていただけないかなと思っております。

(議長) では、この答申案でよろしいのかということで、確認を取りたいと思います。よろしいですか。

(委員多数) はい。

(議長) どうもありがとうございました。それでは、基本構想の答申等を受けて、基本計画の策定が行われるということでございます。それでは、事務局から今後の基本計画について説明をよろしくお願いします。

(企画調整課長補佐) 資料説明 資料4

(議長) ありがとうございました。それでは、最後に事務局の方から何かございませんでしょうか。

(地域振興課長) その他のところで、ちょっとご報告をいたしたいと思います。地域審議会の皆様は、今回が最後となります。新年度からについてですけれども、来年度からの地域審議会の委員数の見直しと一部委員の公募制の導入について、事務方より、昨年、地域審議会の正副会長さん方にご相談を申し上げたところです。その内容については、委員の数あたりを提案いたしまして、最終的には、基本的な考えですけれども、委員数の最終目標につきましては現在25名ですが原則12名程度とする。それから、委員の一部公募制を導入する。ただし、公募委員は2名程度とする。その中で議論されたのが、合併直後でもあるということで、急激な削減は好ましくない、段階的な削減がいただろうというようなことで議論されまして、最終的には第2期、今年の4月からは17名とする。その中で2名は公募ということで、委員15名、公募による委員2名の合計17名というところで進めていきたいというふうに考えております。そういったなかで、女性委員さんの枠も議論されまして、女性委員の枠を30%を目標とするというようなことを提案して了承を得たところでございます。委員の数あたりも、いろいろな審議会も10名から15名となっておりますことから、19年度から17名以内ということでお願いをして参りたいというふうに考えております。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。今日までの間、何でも結構でございます。何かお話をされる方はいらっしゃいませんか。ご意見、何でも結構でございます。

それでは、もう時間も来ております。本当に1年3ヶ月間お世話になりました。これで、このメンバーでの会議は最後となったわけでございます。どうか皆様方のご活躍・ご健康を心よりお祈り申し上げまして、閉めたいと思います。どうもありがとうございました。

(委員多数) ありがとうございました。